主勝訴

借主控訴方針

時に仲介業者が更新料に

ではない」と指摘。契約

は二〇〇〇年八月、京都

ション

訟の判決で、京都地裁(池 新料の是非が問われた訴として、五年分の更新料 更新時、家主に支払う更

賃貸マンションの契約 田光宏裁判長)は三十日、 計五十万円と保証金返還

更新料は賃料の補充」

判京都 地裁

借り主の請求棄却

料の補力

を求めた京都市の会社員 (53)の請求を棄却した。

原告は控訴する方針。 更新料条項が消費者契

約法で無効とされる「消 費者の利益を一方的に害とから「借り主に不測の

ついて説明をしているこ 家賃四万五千円、更新料

らし、更新料は過大な額 で「契約期間や賃料に照 うかが焦点だった。 池田裁判長は判決理由

する契約」に当たるかど

損害や不利益をもたらす

を結んだ。その後五回、 十万円で借りる一年契約

いとした。 消費者契約法違反ではな ものではない」と述べ、

判決によると、会社員 して計五十万円を支払 合意のうえで契約を更新 い、退去した。

張していた。

市内のマンション一室を一ど都市部を中心に慣行と 更新料は首都圏や京都な 原告弁護団によると、

学生ハウジングでは、

2008年1月30日 (水) 日本経済新聞 夕刊

主が交渉力の格差を利用 なっており、原告側は「家 きた不合理な慣行」と主 して一方的に押し付けて

オーナー様及び不動産 賃貸業界に大きな影響 を及ぼすこの裁判の行 方を、 今後も注目 し皆 様に情報提供させてい ただきます。